

令和7年度第2回長崎県政策評価委員会

1. 日時

令和7年10月6日(月) 13時30分 ~ 17時30分

2. 場所

長崎県庁3階 313会議室

3. 出席委員

穴倉委員長、内田副委員長、齊藤委員、中込委員、平松委員、宮里委員

4. 議題

- (1) 令和5年度審議対象事業のフォローアップ報告
- (2) 意見書の体裁について
- (3) 審議対象事業群の審議(意見整理)
- (4) 全体的意見について

5. 議事録

目次

令和7年度第2回長崎県政策評価委員会	1
令和5年度審議対象事業のフォローアップ報告	3
意見書の体裁について	8
審議対象事業群の審議（意見整理）	9
安全・安心を実感できる社会づくりの推進及びサイバー空間の安全確保に向けた対策の推進.....	9
総合的な防災、危機管理体制の構築.....	28
節電や省エネルギー等の取組推進及び気候変動への適応策の更なる推進	38
全体的意見について	43

【事務局】

定刻前ではございますが、それでは「令和7年度 第2回 長崎県政策評価委員会」を開催させていただきます。

まず初めに、配布資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

資料1「令和7年度 第2回 長崎県政策評価委員会 次第」及び「委員名簿」となっております。名簿につきましては、裏面に記載されております。

資料2は「令和5年度 審議対象事業のフォローアップ報告」、資料3は「令和7年度 事務事業評価結果に対する意見書」、資料4は「全体的 意見（案）」、資料5は「第1回委員会での主な議論及び意見書への反映（案）」。

また「第1回 長崎県政策評価委員会 議事録」、「令和6年度 政策評価委員会 意見書」、「令和7年度 事業評価調書及び付属説明資料」も含まれております。これらは第1回委員会の資料であり、以前の資料となります。

それでは、「長崎県政策評価条例」第11条の規定に基づき、進行を宍倉委員長にお願いいたします。宍倉委員長、よろしくお願いいたします。

令和5年度審議対象事業のフォローアップ報告

【宍倉委員長】

本日の委員会では、まず初めに令和5年度審議対象事業のフォローアップ報告を事務局から行い、最後に審議対象事業及び事業群に関する意見や指摘などの論点や、場合によっては評価できる点などを絞り込んでいきたいと考えております。

この2回目の委員会において、審議対象事業群について、委員の皆様と細かい部分の議論まで行い、次回の3回目では、最終意見を確認した後に意見書を採択するという流れを予定しておりますので、進行等へのご協力についてよろしくお願いいたします。事務局から令和5年度審議対象事業のフォローアップについて説明があります。

【事務局】

資料2「令和5年度 審議対象事業のフォローアップ報告」をご覧ください。

このフォローアップは、過去の政策評価委員会においていただいたご意見に対し、県の対応がなされているかを検証することを目的として実施しております。

今回は、令和5年度の委員会でご審議いただいた現総合計画 チェンジ&チャレンジ 2025における6つの事業群が対象となっております。

それでは、報告をさせていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。

それでは、資料2「令和5年度審議対象事業のフォローアップ報告」をご覧ください。

フォローアップにつきましては、過去、政策評価委員会からいただいたご意見に対する県の対応が適切に行われているかの検証を行うことを目的に実施をしております。

今回は、令和5年度の委員会でご審議いただきました現総合計画「チェンジ&チャレンジ2025」における6つの事業群（調書）が対象となっております。

それでは報告させていただきます。

まず、資料2の1ページをご覧ください。「郷土を愛し、地域を支える心豊かな人材の育成」の施策における「社会の様々な課題を主体的に判断できる力や政治に参画する態度を育てる教育の推進」の事業群に対するご意見の対応を整理しております。

事業群の取組内容に対する意見として、指標の実績値をアンケート調査で把握する場合、事業の効果を適切に把握できる質問項目を設定すること。先進的な取組事例等も研究のうえ、子どもたちが社会形成に参画しようとする態度を育成する事業の検討を行うこと。とのご意見がありました。

対応結果については、質問項目に具体例を追記することで、事業の効果をより適切に把握できるようにしている、また、先進的な取組事例等を参考に、R6年度からは、モデル校を指定し、生徒主体の学校づくり、生徒の裁量権の拡充や、教員主導の指導体制からの転換を目指す取組を行っており、ご意見を反映した対応がなされたものと考えております。

次に2ページをご覧ください。

事業群を構成する事務事業に対する意見について、1番の「長崎発 未来の創り手育成プラン」では、指標の目標値設定については、事業のねらいに適したものを検討すること、特徴的な取組内容については、県民に対し積極的に情報発信を行い、評価調書にも詳細を記載すること、とのご意見をありました。

これに対しまして、後継事業において、より事業のねらいに適したものとなるよう検討のうえ指標の設定を行ったほか、評価調書への記載についても、県民に分かりやすく情報発信するという観点からも、取組内容等をより詳細に記載するよう努めていくこととしております。

続きまして、3ページをご覧ください。

「子どもたちが直接自然と触れ合う体験活動の推進」の事業群に対するご意見の対応を整理しております。

事業群の取組内容に対する意見として、目標未達成の要因分析を行ったうえで、事業の見直しや再構築を行うこと、施策の目標達成に向けて、より実践的な事業間連携に努めること、事業群の構成事業については、事業群の目標達成への寄与を意識すること、とのご意見がありました。

対応結果につきましては、自然体験活動に取組んでいる小・中学校の割合については、コロナ後の令和4年度以降から100%を継続しており、最終目標を達成することができま

した。ボランティア活動や自然体験活動などの活動として、「海や川等の清掃活動」「動植物の観察活動」等を実施しており、今後も青少年自然の家や福祉団体等と連携を図りながら、学校生活だけでは得られない様々な体験を通して、人間形成や公共の精神の育成を推進していくこととしております。

次に、4ページをご覧ください。

1番の「「しま」体験活動支援事業費」では、事業終了の際は、これまでの取組を総括すること、とのご意見がありました。

取組の総括として、令和5年度は、県内の小・中学校の児童生徒256人が体験活動を実施し、令和4年度に比べて実施人数は減少しているものの、参加者の95.8%が「島をもう一度訪れたい」と回答しており、活動に対して肯定的な評価を得られております。また、今後は児童生徒向け学習資料「ふるさと長崎県」の中の離島部特集ページを活用し、しまの魅力の発信に努め、児童生徒の郷土への理解と関心の高まりを図るとともに、次年度以降の参加促進にもつなげていくこととしております。

次に、5ページをご覧ください。

「学力の向上と一人一人に対応した教育の推進」の施策における「子どもたちが未来社会を切り拓くための「確かな学力」の育成」の事業群に対するご意見の対応を整理しております。

事業群の取組内容に対する意見として、県の教育に関する将来ビジョンに照らし合わせ、既存事業の必要性等の再検討に努めること、学力調査の正答率向上に向けては、教員側の取組状況の改善等を表す成果指標についても検討すること、とのご意見がありました。

これに対しまして、学習指導要領及び教育振興基本計画を踏まえ、令和6年度から令和8年度にかけて、令和の長崎スクール事業に取り組むこととしており、本事業において、既存事業の必要性、事業間の関連性等を再検討するとともに、これまで個々に取り組んできた事業に効率的に取り組むことができるよう整理し、市町教育委員会及び学校と連携しながら進めていくこととしております。

具体的には、県内21市町と連携して取り組む「全市町連携型令和の生きる力育成プロジェクト」と「令和の学校文化創出プロジェクト」により、長崎県の授業、教師、学校の在り方について研究実践を進めております。

併せて県の学力調査等を活用した研修会や情報発信を行い、各教科の課題改善に向けて取り組むことで、事業群の目標達成及び県の教育目標を達成できるよう努めております。なお、成果指標につきましては、「確かな学力」の育成について客観的に把握する一つの指標として、全国学力・学習状況調査の平均正答率を用いており、成果指標の見直しまでには至りませんでした。事業効果を高めるため、各種調査結果をもとに多面的に事業の進捗状況を把握した上で、事業の改善などに取り組んでいくこととしております。

次に、8 ページをご覧ください。

5 番の「教育研究・研修費」では、研修制度の理解や定着の程度を表す成果指標についても検討すること、とのご意見がありました。

これに対しまして、研修講座の冒頭で教員等としての資質の向上に関する指標を確認し、その指標を意識させながら研修を進めている。加えて、研修講座後には、参加者が高めた資質能力についての自己評価を確認・検証することで理解と定着の程度の把握に努めているところであり、成果指標については、これらの取組を踏まえながら、引き続き検討していくこととし、ご意見の反映までには至りませんでした。

次に、6 番の「教科等教育指導費」では、事業群への寄与を計るため読書センター、学習センター、情報センターとしての機能強化を表す成果指標を検討すること、とのご意見がありました。

これに対しまして、成果指標については、読書センター、情報センター、学習センターも含めた学校図書館の活性化という観点から、令和7年度から「学校司書の配置により、学校図書館機能が充実したと回答した学校の割合」に成果指標の見直しを行っております。

次に、11 ページをご覧ください。

「『地域みんなで子どもを育み、家庭教育を支援する』体制づくり」の施策における「コミュニティ・スクールなど地域と共に子どもの豊かな成長を支えあう学校づくりの推進」の事業群を構成する事務事業に対する意見となります。

1 番の「持続可能な地域づくりを進める地域学校協働活動推進事業」では、コミュニティ・スクールの設置後の効果的な活用に向け、好事例の情報共有等を積極的に行うこと、とのご意見がありました。

これに対しまして、県内外の先進地事例を提示しながら、制度理解や推進体制づくりに取り組んだほか、令和7年度から、後継事業として、「つながりで拓く『地域と学校の未来』プロジェクト」を実施し、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、地域学校協働活動推進員を養成する講座の開催や推進員等の県外視察を実施しており、ご意見を反映した対応がなされたものと考えております。

続きまして、2 番の「長崎っ子が輝く！学校応援プロジェクト」では、特徴的な取組内容については、より丁寧に情報発信を行うこと、教員を目指す人にとって憧れとなるような魅力ある教員が育成され、活躍できる労働環境整備等に努めること、とのご意見がありました。

これに対しまして、教員の魅力発信などの特徴的な取組については、学校を經由した保護者等への周知や県HP等の広報に加え、教員採用試験の情報や本事業等で制作した番組や県外向けのPR動画など本県教員の魅力を伝える情報を一元化した情報サイトを開設など、丁寧な情報発信を行いました。

また、外部有識者からの提言を踏まえながら、教師自身が働きがいを感じることで、その能力を発揮できる環境整備を行うこととしており、ご意見を反映した対応がなされたものと考えております。

次に、14 ページをご覧ください。

「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」の施策における「地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進」の事業群を構成する事務事業に対する意見となります。

2 番の「ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費」では、本県におけるユニバーサルツーリズムの普及・定着を表現できる指標を検討すること、センターに対する県の支援のあり方や将来の自立に関する計画を、設置に至った目的に沿って整理し、進捗を管理すること、とのご意見がありました。

これに対しまして、令和5年度から成果指標を、「ユニバーサルツーリズムに関する提案をした観光客数」に見直しを行い、観光客数の拡大に努めているところです。

また、センター運営についても、引き続き進捗管理に取組みながら、観光客数の拡大とユニバーサルツーリズムの普及・定着に向けて取り組んでいくこととしており、ご意見を踏まえた検討がなされているものと考えております。

次に、16 ページをご覧ください。

「ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化」の施策における「行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）」の事業群に対する意見となります。

「事業群の取組内容に対する意見」として、ながさき Society5.0 推進プラン等の目標を踏まえ、指標の達成により得られる最終的な成果を明確にし、進捗等を確認するよう工夫すること、とのご意見がありました。

対応結果については、次期総合計画等においても、成果の明確化につながる取組等を引き続き行っていくこととしております。

次に、17 ページをご覧ください。

1 番の「電子県庁推進事業」では、デジタル化によって、県民サービスの向上等につながっていることを示すような指標も検討すること、とのご意見がありました。

これに対しまして、庁外向けシステムは、24 時間どこからでも利用でき、県民の利便性向上に寄与していることから、利用件数は県民サービスの向上がわかる指標であると考えており、ご意見の反映までには至りませんでした。引き続き、適切な指標について検討することとしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【宍倉委員長】

ただ今の事務局からの報告についてご質問、ご意見等ございませんか。
反映をある程度していただいたものがあるかと思うのですが、全てというわけではない状況なのですね。

【事務局】

ご指摘いただいた点について、指標の見直しが十分に行えていない部分もございますが、引き続き検討を進めてまいります。

また、次期総合計画への反映も視野に入れ、検討させていただいております。

【宍倉委員長】

今年は別の事業になりますが、同じような形でできること、できないことが出てくるかと思いますが、引き続き対応できるところがないか、促していただきたいと考えております。

それでは、特にご質問等がなければ、フォローアップの状況報告に関する説明は終了とさせていただきます。

意見書の体裁について

【宍倉委員長】

それでは、本年度分の審議に入りたいと思います。

ここからは、意見として反映させることを意識しながら、事業群評価について全体的な意見などを整理してまいりたいと思います。

まずは、事務局から意見書の体裁（案）について説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

まずは、事務局から意見書の体裁についてご説明いたします。

資料につきましては、資料3をご覧ください。体裁につきましては、基本的には昨年と同様の形式となっております。

まず表紙を開いていただき、「はじめに」と記載されているページ以降をご確認ください。

本日の審議の結果、最終的な意見書の取りまとめに向けた協議を踏まえ、最終的には委員長・副委員長と協議のうえ、最終作成する予定です。

次のページは目次となっております。

その次のページ、1ページ目には、「審議の対象とした事業群」として、第1回目に審議を行い、事業の説明をさせていただいた事業群を記載しております。

続いて2ページ目には、「審議にあたっての視点」が記載しております。

こちらは第1回委員会の資料にも記載されていたもので、毎年同様の形式で記載しております。事業内容の適切性や評価の適切性などの視点から審議を行っていただきました。

3ページ目には、これまでの審議の成果と今後の予定、すなわち第1回・第2回の内容と、今後予定されている第3回の内容が記載しております。

次に4ページをご覧ください。

こちらには、今回の委員会での審議を通じて、すべての部局に共通する意見を記載することとしております。内容につきましては、資料4にも記載されておりますので、あわせてご確認ください。

5ページ以降には、第1回でご説明いたしました審議対象の事業群、個別事業に対する意見が、下部に記載していく形式となっております。

これは、事業群の評価調書をもとに構成されており、例えば1つ目の「安全・安心なまちづくり」や、3つ目の「脱炭素の推進」など、事業群の調書が4つに分かれているため、それぞれをまとめた形で掲載しております。

対象事業の取組内容に対する意見は、各ページの下部に記載しており、6ページ以降をご覧くださいと、個別の事務事業に関する意見順に記載されております。

事業群の最後には、取組全体に対する意見も記載されており、8ページではそのような構成となっております。

これが、今回審議対象となっている内容であり、事業が21ページまで続いております。

22ページには、参考までに、委員の皆様の名簿も記載させていただき、意見書を作成いたします。意見書の体裁についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【宍倉委員長】

事務局から説明がありました意見書の体裁（案）について、委員の皆様からご意見はありませんか。

前回実施した内容と同様になるのですが、各種委員会からの意見というものが必要となりますので、委員の皆様からの意見というものが必要となります。

それでは、意見も無いようですので、意見書の体裁については、これでご承認いただいたということで整理させていただきます。

審議対象事業群の審議（意見整理）

安全・安心を実感できる社会づくりの推進及びサイバー空間の安全確保に向けた対策の推進

【宍倉委員長】

それでは、次に、これまでに審議した事業群に関する意見の整理を行ってまいります。

事務局から、前回の審議で論点を抽出して説明していただきますので、それを踏まえ、あるいは追加があればそのご意見を伺いながら、今回の審議において、更に追加した方がよい点、修正したほうがよい点、記載が必要ない点、などを議論し、意見書として反映させる意見案を、取りまとめてまいりたいと思います。

4つの事業群調書について審議しますので、それぞれ概ね30分から40分程度で進めたいと思います。ご協力をお願いします。

それでは、「安全・安心を実感できる社会づくりの推進及びサイバー空間の安全確保に向けた対策の推進」から審議します。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

資料5をご覧ください。

まず、この資料の構成についてご説明いたします。

1ページには、個別事務事業ごとに、議事録から抽出した委員の皆様の発言と、部局からの回答の要旨を記載しております。

その後、発言をもとに意見書に反映する文案を、右から2つ目の欄に記載しております。該当するものについては、そこに反映案が記載されております。

本日は、この部分の表現が適切かどうか、また追加・削除の必要があるかについて、皆様からご意見を賜りたいと存じます。

なお、意見書への反映については、内容によっては政策評価全体に関わるものとして「◎」を付しており、該当箇所にはその旨が記載されております。

「○」は、事業群全体に対する意見を示すものであり、「●」は個別の事務事業に対する意見を示すものとして整理しております。

また、一番左の列には通し番号を付しております。

左から3番目の列には、第1回目の議事録の該当ページを記載しており、その右横は第1回目の評価調書の該当ページを記載しておりますので、併せてご確認ください。

それでは、1つ目の事業についてご説明いたします。

戦略3-3 安全・安心を達成できる社会づくりの推進及びサイバー空間の安全確保に向けた施策の推進に関する施策1、事業群1及び5について、上から順にご説明いたします。

まず、事業群全体に関して、平松委員よりご意見をいただきました事業1 安全・安心に関する情報発信数という目標値の数値について、「情報発信数はすべて合算したものなのか、それとも個別に管理されているのか。」とのご質問がありました。

これに対し、部局からの回答といたしましては、「情報発信は、公式 SNS や、警察による生活安全ニュース、広報誌、メール配信、報道機関など、多様な手段を通じて行っており、これらすべてを合算した数字が実績値となっており、目標値は3,500件で設定している。」とのことでした。

続いて、事業2 地域安全活動推進事業についてです。

齊藤委員からは、「『防犯診断等とは、具体的にどのような内容か。』とのご質問がありました。

これに対し、部局からの回答といたしましては、「防犯診断とは、学生ボランティアや少年補導員などによる活動であり、具体的には、自転車への注意喚起、通学路の安全確認、いわゆる『青パト（青色回転灯を装備したパトロール車）』による子どもの見守り活動などの総称である。」とのことでした。

続いて、2ページをご覧ください。こちらも地域安全活動推進事業に関するご質問です。

「SNSなど様々な媒体を活用して情報発信を行っているが、世代別・属性別の視点に基づいた工夫がなされているのか。また、情報誌等で発信を行う際に使用するツールや内容について、それが犯罪抑止にどのような効果をもたらしているのか、効果検証は実施しているのか。」といったご質問がございました。

部局の回答としましては、「世代別の取組については、情報の受け止め方が世代ごとに異なるため、手法を若干変えて実施している。若年層に対してはSNS、高齢者にはテレビや新聞などの従来型メディア、児童・生徒には非行防止教室など、対象に応じた多様な手段で情報提供を行っている。」とのことでした。

また、「情報発信の効果検証については、効果測定を実施しており、効果があると判断された手法については継続し、効果が薄いと判断されたものについては改善を図っている。」との回答がありました。

このご意見については、事務事業に対する意見として、意見書に反映させる予定です。

検討案としては、「情報発信については、事業の有効性の観点から、それぞれのターゲット層に最も効果的な手法を分析・検証の上、実施していただきたい。」との記載を考えております。

続いて、4番 非行防止対策事業についてです。

齊藤委員からは、「少年非行について、減少傾向から再び増加に転じているが、その要因は何か」とのご質問がありました。

部局の回答としましては、「コロナ禍の影響により、少年の外出機会が減少し、非行件数も減少していたが、コロナ禍が収束しつつある中で、外出機会が増え、非行件数も以前の水準に戻りつつある。結果として、少年非行は増加傾向にある。」とのことでした。

3ページですが、平松委員から、「非行少年数の目標設定について、令和3~4年度はコロナ禍の影響で減少していたが、令和5年度以降は増加傾向にある。少子化が進む中、10年前との比較した場合の割合など長期的な視点を踏まえた目標設定の必要ではないか。直近の状況だけで目標を定めることは難しいと考えるので、今後の成果の捉え方、社会情勢を考慮した検討も有効ではないか。」

これに対する部局の回答といたしましては、「令和4年を起点に非行少年は増加傾向にあり、今後も県内の非行情勢を注視しながら、非行防止教室の開催や立ち直り支援活動を通じて、非行少年数の抑制に取り組んでいく。」とのことでした。

このご意見については、全体評価に関する意見と、事務事業に対する意見の両方に記載する予定です。

まず、全体の意見としては、「人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、社会的な要因や情勢など多面的・中長期的に分析・検証するなど、事業効果を適切に把握の上、評価を行っていただきたい。」、事務事業に対する意見としては、「指標については、少子化等長期的な視点を踏まえ検討いただきたい。」と、記載したいと考えております。

続きまして6番となります。内田副委員長からのご質問となります。

「少年に対する支援活動におけるカウンセラー等との連携状況はどうなっているのか。」のご質問でございます。

部局の回答としましては、「少年非行に関する支援体制について、生活安全企画課の中に設置されている『少年サポートセンター』において、法に基づく専門職が配置されており、定期的な個別面談を実施している。」とのことでした。

また、「警察による対応が難しいケースについては、児童相談所の管轄となり、児童相談所や県・市町・警察の担当者が連携し、個別の事案に対する支援策を協議している。」との説明がありました。

続きまして7番です。

防犯まちづくり推進事業について、平松委員からは、「『安全・安心まちづくり宣言』の実施状況に関して、現在410団体が宣言を行っているとの説明があったが、県内における自治体や団体の総数、またその規模感についてはどうなっているのか。」についての確認がありました。

これに対し、部局からは、「宣言を行っている団体には、自治会、町内会、老人会、サークル、民間事業者などが含まれている。ただし、自治会のみであれば、県の別の所管で把握可能な場合もあるが、任意団体を含めた全体数や規模感については、現時点では正確な把握が難しい。」との回答をしております。

8番、被害者等支援対策事業について、内田副委員長から、「性暴力被害者支援を行っているサポートながさきについて、24時間体制で相談支援業務を行っているが、どのような仕組みで運用されているのか。」のご質問がありました。

これに対し、部局からは、「事件として正式に扱われない段階であっても、被害者からの相談があれば対応の対象としており、24時間対応については、大阪のコールセンターを経由してサポートながさきに連絡が入り、緊急対応が可能な仕組みとなっている。」とのことでした。

続いて、5 ページをご覧ください。

こちらも、犯罪被害者等支援対策事業費に関する内容です。

内田副委員長から、「配布されている携帯カードについて、7万1,000枚配布されたとのことだが、子どもたちに配布しているのであれば、被害が多い年齢層を対象としているという理解でよいか。また、その効果には疑問がある。」とのご意見がありました。

さらに、「子どもたちはSNSの利用が進んでいるため、InstagramやTikTokなど、日常的に利用しているプラットフォームの方が、より効果的に情報が届くのではないか。」とのご意見でございました。

これに対し、部局から、「被害者のうち35%が19歳未満であり、若年層が困ったときにすぐ相談できるよう、携帯カードを配布している。実際に、カードの配布が相談に踏み切るきっかけとなった事例もあり、潜在化の防止に一定の効果があったと考えている。また、InstagramやTikTokなどSNSを活用した広報については、今後の施策として検討していく予定である。」とのことでした。

この部分につきましては、全体意見として、「事業の本来の目的を踏まえ、対象者の設定にあたっては、より事業効果が高まるような事業構築に努めていただきたい。」と記載することを検討しております。

また、個別の事務事業に対する意見として、「情報発信については、事業内容の有効性の観点から、それぞれのターゲット層に最も効果的な手法を分析・検証のうえ、実施いただきたい。」という形で意見書に掲載させていただきたいと考えております。

続きまして、犯罪被害者等支援対策事業費に関するご意見です。

齊藤委員から、「サポートながさきで受理した相談件数が成果指標となっているが、これは活動指標の方が適しているのではないか。犯罪件数が減少すれば、犯罪の抑制を示す可能性がある一方で、相談件数が増加すれば、相談窓口の活用が進み、未然防止につながっているとも考えられる。そうした観点から、成果指標としての位置づけは適切ではないのではないか。」というご意見でした。

これに対し、部局からは、「被害者が相談することで潜在化の防止につながるというプラスの側面がある一方で、被害が発生しているというマイナスの側面も見て取れる。こうした両面の捉え方が存在する中で、目標設定には難しさがあるが、設定するうえで、過去3か年の平均をもとに、令和7年度の目標を設定している状況。」とのことでした。

この部分については、全体意見として、評価の適切性の部分で、「人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、社会的な要因や情勢など多面的・中長期的に分析・検証するなど、事業効果を適切に把握の上、評価を行っていただきたい。」、個別の事務事業に対する意見として、「現在の成果指標は、プラス・マイナス両面のとらえ方ができることから、事業効果を適切に評価できる指標を設定いただきたい。」という形で検討案を考えております。

続きまして、6 ページ、11 番 サイバー犯罪対策推進事業についてです。

齊藤委員からは、「高校生によるサイバーセキュリティボランティア事業ですが、活動時に使用する資料や内容は、ボランティア自身が作成しているのか、それとも雛形があるのか」とのご質問がありました。

回答といたしましては、「ボランティアは講習を受けた後、小中学生に伝えたい内容を自ら考え、資料を作成している。」とのことでした。

12番、同じくサイバー犯罪対策推進事業でございます。

中込委員からは、「サイバーセキュリティの基礎知識を教える取組は有意義であるが、事業の本来の目的がサイバー攻撃対策であることを踏まえると、高齢者や民間事業者への指導がより重要ではないか。」のご意見がありました。

部局としましては、「高校生ボランティアによる活動は事業の一部であり、一般向けや企業向けの啓発活動も並行して実施しているとのことで、具体的には、地域の会合や企業の研修、学校等に職員を派遣し、講話を実施している。」との回答がありました。

この部分につきましては、全体意見として「事業の本来の目的を踏まえ、対象者の設定にあたっては、より事業効果が高まるような事業構築に努めていただきたい。」という案で考えております。

続いて、13番 サイバー犯罪対策推進事業についてです。

中込委員からは、「ボランティアを活用しているにもかかわらず、事業費が4,000万円と、前年度（令和6年度）に比べて約3倍に増加している。これほど多くの予算が必要なのか」とのご質問がありました。

これに対し、部局からは、「この事業費には、ボランティアにかかる経費だけでなく、サイバー犯罪の捜査に必要な高額な機器等の整備費用も含まれており、それらを含めた総額として記載しているため、高額となっている。」とのことでした。

以上で説明を終わります。

【穴倉委員長】

ただ今の事務局からの説明について、委員の皆様から何か確認、ご意見はありませんか。

番号1の事業群全体の内容について、平松委員の方から指摘があった「情報発信数3,500件、という数値設定について、何を含むものなのか。」という質問だったかと思うのですが、それに対する回答があっているところです。

ここでは、意見書に対する反映は特段ないのですが、平松委員、いかがでしょうか。

【平松委員】

回答いただいたことでクリアになったと考えております。

様々な媒体からの情報発信数をカウントしているということを理解いたしましたので、このままで問題ないと考えております。

【宍倉委員長】

意見書への反映はないのですが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

【内田副委員長】

事業群全体、また個別の事務事業においても、専門性が高く、なかなか意見を述べるのが難しいと感じました。また、指標として回数や人数などが設定されているものの、その根拠が分かりにくく、事業に取り組むことでどのような成果が得られるのか、関連性が見えにくい印象を受けました。

【宍倉委員長】

重要な視点だと思います。例えば「3,500件」という数値が示されている場合、それが何を以て妥当とされているのかが不明確です。何をカウントしてこの数値に至ったのか、その根拠が見えにくく、「数が多い方が良い」という感覚的な議論に留まっているように感じます。

今回の事業群は、政策効果が非常にぼんやりしており、見えにくいという課題があります。抑制的な効果を狙った事業である場合、例えば非行件数が減ったことが成果なのかどうか、判断が難しい点もあります。

なぜこの数値を設定したのか、どうしてこの数値が目標とされているのかについて、すぐに説明できなくても、継続的に説明する姿勢を部局の皆様には意識していただきたいと思います。

PDCAサイクルを回す上でも、「チェック」する指標が何を意味しているのか、どのような効果を測定しているのかが不明確では、評価が困難です。特にこの種の事業では、「何人」「いくら」といった明確な数値での評価が難しいことは理解していますが、それでも積極的な説明が求められます。

情報発信を行った結果、どれだけ被害が未然に防がれたのか、どの程度の抑制効果があったのかを評価できるようにすることが、予算を投じる上でも重要です。

また、「3,500件」という数値の内訳や設定根拠について、丁寧な説明があることで、事業に取り組む部局の意識向上にもつながると考えています。

現状では「目標を達成すればよい」という考え方に陥りがちですが、「なぜその目標なのか」「どうしてその数値なのか」を説明できなければ、予算配分の妥当性も問われることとなります。政策目標を意識した根拠づけが必要です。

【平松委員】

活動指標と成果指標について、齊藤委員もご指摘されていましたが、説明を伺う中で、本来は活動指標として整理するほうが適していると見える事項が成果指標として扱われているように感じました。

【宍倉委員長】

活動内容は理解できますが、それが成果かと言われると判断が難しいため、活動と成果をつなぐ説明が本来は必要です。現状では、我々の理解が及んでいないか、説明が難しいのかもしれませんが、そこを説明する努力は必要だと考えます。

もちろん、100%完璧な説明は難しいと思いますが、活動指標がどのような成果につながるのかを原課の皆様と考えていただきたいです。政策評価委員会は監査の場ではなく、検討のプロセスや姿勢が重要です。

特に、安全・安心の分野のように数値や金銭価値で表しにくい分野こそ、力を入れて説明していただきたいと思います。

【宮里委員】

政策評価委員会では、多量の情報と高い難易度のある事項を審議しており、非常に難しいと感じています。現場の担当者は、それぞれの状況に応じて判断し、我々がカウント可能な数字まで抽出して報告して下さっていると理解しています。

その中で、現場に対して誤った認識に基づいたコメントをしてしまうと、理解が得られない可能性があります。問題をパターン化して議論することが、現場にとって有益なフィードバックになっているかという点、そうではないかもしれません。

AIなどの技術を活用しなければ、我々が適切なコメントをすることは難しいと感じています。例えば、ブロードリスティングによって様々な声をグラフ化し、代表的なコメントに整理するなどの方法も考えられます。

情報収集の方法一つをとっても、我々のキャパシティを超える範囲については、専門家を呼ぶか、システムに頼る必要があります。そうしないと、委員会としての価値が損なわれてしまいます。

せっかくコメントした内容が「人口減少～」のような一言でまとめられてしまうのは、間違った認識が現場に伝わるのではないかと考えており、財政課の皆様と一緒に考えていけたらと思っています。

【宍倉委員長】

1~2行でまとめようとする点、誤解を招くメッセージになりかねません。無理解をさらすことにもつながる可能性があります。

とはいえ、施策評価のように、個別の施策を詳細に議論する能力が委員会にあるわけではないため、ある程度一般化した意見を述べざるを得ないのも事実です。

今後はその点も含めて検討いただく必要があると思います。現場の取組を100%理解して的確に応えるのは専門家の領域であり、本質的に難しいことです。AIを使えば可能かもしれませんが、民間企業では環境報告書などを自主的に作成し、丁寧に説明する姿勢があります。

各部局が事業報告書を作成することで、セルフマインドの醸成や効果意識の向上につながるのではないのでしょうか。個別の事項を議論するよりも、自発性を促すような説明が意見書には必要だと考えます。

そのうえで、よりテクニカルなツールの導入も検討すべきだと思います。

【中込委員】

「3,500件の情報を発信している」とのことですが、日常的にその情報を受け取っている感覚がありません。SNSなどで発信していたという話もありましたが、誰がどのような目的で情報を発信していたのかが分からず、意見のしようがないというのが正直なところではあります。

一日10件、安全に関する情報を受け取ることを県としてよしとしているのかも分かりません。

【宍倉委員長】

先ほどおっしゃったように、成果というよりは活動指標の話ですね。「これだけのことを発信しました」「それをどれだけの人が受け取って、どれだけの人が見て、どれだけの影響があったか」という点については、何も説明がありません。アクティビティの話だけをしている印象です。

「私は、これだけのことを発信しました。それが誰にも見られていなくても発信はした。実際に効果があったかどうかは別としても。」という話です。

間接的に何らかの影響があることを期待しているのかもしれませんが、やはりもう一步踏み込んで、先ほど申し上げたように「成果」についても意識していただきたいと思います。

「こういうつなぎ方もあるのではないかと」言えないですけれども。

これは前回、昨年と同じような話をしたような気がします。発信された件数は条件を満たしているのかもしれませんが、もう一つ、何か促す方法がないかと考えています。

齊藤先生、何かご意見があれば、全く違う視点でも構いませんので、お願いいたします。

【齊藤委員】

ありがとうございます。

一つ思ったのは、毎年同じようなことを申し上げているかもしれませんが、今、委員長がおっしゃったように、やはり「活動指標」と「成果指標」について、改めて認識し、意識するということを、全体的な方向性として、載せるのはどうかと思います。

毎年同じことを言っているかもしれませんが、部署が異なることもありますし、それぞれの部門で、これまでのやり方や文化が踏襲されている部分もあるかもしれません。ですので、県の評価としては、そうした点を意識していただきたいということを、改めて申し上げても良いのではないかと思います。

少し先の話になりますが、私の方で気になった点がありまして、もう10番の方まで進んでしまうのですが。

成果指標に関わる部分についてですが、現在の成果指標は、プラス・マイナス両面の捉え方ができるものだと思います、私自身、「どういうふうに見ればよいのか」といった質問をし、そこから担当部局の方々にご対応いただき、意見書に反映する方向でご検討いただいたという経緯があります。その点については良かったと思っています。

ただし、この意見書だけを読んだ場合、「成果指標がプラス・マイナス両面の捉え方ができる」という点だけで、意図が十分に伝わるかどうか少し気になりました。

適切な表現が何かと考えてみたのですが、現時点では見つかっていません。いずれにしても、意見書だけを読んだ際に、少し分かりづらい印象があるという点を申し添えておきます。

私からは以上です。

【宍倉委員長】

それでは、2番目の地域安全活動推進事業と、3番目の事業も同様ですね。これらについての質問と回答、そして意見書への反映がありました。

さらに、4番目、5番目、6番目の少年非行防止対策事業に関しても、委員からの発言と、それに対する回答、意見書への一部反映がありました。

続いて、7番の防犯まちづくり推進事業、8番の犯罪被害者支援対策事業、そして9番、10番まで、かなり多くの内容があります。

最後の11番から13番までは、サイバー犯罪対策推進事業に関する意見と回答、そして意見書への反映についての話になります。

一気に進めるのは難しいかもしれませんが、いかがでしょうか。

まずは、地域安全活動推進事業について。意見書への反映は3番目のところにありますが、もちろん2番、3番に限らず、他に気づいた点があれば、順番に進めていきたいと思っています。

これもおそらく、同様の話が他の事業でも出てくると思いますが、地域安全活動推進事業については、齊藤委員からのご指摘がありました。

具体的には、「もう少し細かくセグメントを分けて、対象に応じた情報発信を行うべきではないか」という趣旨のご意見だったと思います。つまり、相手に的確に届くような方法で発信を行い、その上で分析・検証をしっかりと行ったうえで、効果的な支援を実施してくださいという話だと理解しています。

この点については、意見書への反映案も一応出されていますが、いかがでしょうか。

これはおそらく他の事業でも共通して出てくる話かもしれません。例えば、9番の「犯罪被害者等支援対策事業費」でも、同様の観点から、「事業内容に個性を持たせ、ターゲ

ット層に最も効果的な方法を分析・検証した上で発信するべきだ」という意見がありました。

セグメントごとに分けて、適切な方法で情報を届けるという点は、9番の事業にも通じるものがあると思います。

また、「地域安全活動推進事業」に関連しては、こうした意見が出ており、意見書への反映案も提示されています。9番でも同様の意見が出ていることから、結局、各事務事業に対する政策評価委員会の中で、「ターゲットを絞って実施する」という考え方が重要になってくるのではないかと思います。

さらに、5番目の事業については、これは全体意見として、「人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、社会的な要因や情勢など多面的・中長期的に分析・検証するなど、事業効果を適切に把握の上、評価を行っていただきたい。」という内容が含まれています。これは、全体に対する意見としてよろしいでしょうか。

【事務局】

資料4のような形で、全体に共通する意見を◎、個別の事業、事業群については●、○で意見を記載するという形式になります。

全体的な意見は、包括的な内容として記載される形になります。

【宍倉委員長】

「情報発信については、事業の有効性の観点から、それぞれのターゲット層に最も効果的な手法を分析・検証のうえ、実施いただきたい。」と、「指標については、少子化等長期的な視点を踏まえ検討いただきたい。」は事務事業に対する意見の反映、ということですね。

【齊藤委員】

少し話が戻ってしまい恐縮ですが、番号3の事業についてです。「情報発信に関しては「事業の有効性の観点から、それぞれのターゲット層に」という記載があります。

もちろん、ターゲット層には世代や性別など、さまざまな分類があると思いますが、それだけでなく、事業の内容や発信する情報の内容も入れておく必要があるのではないかと感じています。

担当部局からのご回答でも、発信方法については工夫をしながら取り組んでいるとのことでしたので、今後もその姿勢を継続していただきたいと思います。

加えて、可能な範囲で検証も行っていたいただきたいと考えておりまして、ターゲット層という言葉だけでは、世代別などの分類に偏ってしまう印象があるため、「発信内容とターゲット層に」という表現を意見書に付け加えていただくことについて、いかがでしょうか。

【宮里委員】

政策を立案する際に、「次年度はこうしよう」といった検討は、どの程度の階層で行われているのでしょうか。課長や担当者レベルで見ると、それとも部長級以上が関与するのか。どのくらいの方々が意見書をご覧になっているのか、少し気になりました。

【事務局】

いただいた内容は、最終的には知事に提出する形になります。もちろん、評価を受けた部局にも共有されます。

私たちとしては、部長級の方々まで見ていただけていると認識しています。そこはしっかりと周知し、見ていただけるようにすることが、財政課としても重要だと考えています。フォローアップも含めて、対応していきたいと思います。

また、こういった形で反映されているかについても、今後チェックしていきたいと考えています。

【中込委員】

「効果検証は実施されているのか。」という点についてですが、私は「最終的に効果があったのかどうかを検証しているのか。」という意味で捉えていました。

しかし、資料上は「そのやり方が効果的かどうかを考えて実施していきます。」という表現に変わっているようです。

つまり、実施後に効果があったかどうかを検証するということは、一般的に行われているのでしょうか。

3番の発言要旨の一番下の欄に、「効果の検証は実施されているのか。」という記載がありますが、意見書への反映内容では、「そのやり方が効果的かどうかを検証して実施していく。」という表現になっています。

私は当初、「施策を実施した後に、その効果があったかどうかを検証しているのか。」という意味での発言だったのではないかと理解していました。しかし、意見書の文面では、「実施前に、そのやり方が効果的かどうかを分析して実施する。」という趣旨に変わっているように感じます。

一般的に、私たちが何かプロジェクトを行う際には、実施後にその効果を検証し、改善を加えていくという流れがあると思います。しかし、今回の意見書では、事後の検証が抜け落ちているような印象があり、少し違和感を覚えました。

【事務局】

齊藤委員のご発言も、部局も、おそらく「事後の効果検証」について触れていると思います。

【中込委員】

「効果的な手法を検証のうえ実施していただきたい。」という表現になっているため、「実施後に効果があったものを継続してほしい。」という趣旨ではないかと私は受け取っています。

【齊藤委員】

私も、「事後の効果があったかどうか。」という意味でお伺いしていました。ただ、事業を実施する際には、当然ながら「効果があるだろう」と見込んで計画を立てるわけです。例えば、活動指標と成果指標を、「こういう活動を通じて、こういう成果を上げる」という目標を立てることになります。

そのため、事前には効果があるだろうと考えて実施しているはずですが、だからこそ、活動指標と成果指標はきちんと分けて考える必要があると思います。

そして、実際にどうだったかという点については、活動指標の達成状況などから、事後の検証も可能になるのではないかと思います。

このようにして、PDCA サイクルを回していくという形になっているのではないかと考えています。

担当部局の方も、そうした考え方で取り組まれているとは思いますが、活動指標と成果指標の区別がやや曖昧になっている印象もあります。もちろん、成果指標は必ずしも明確な数値で示せるものばかりではないということは理解していますが、そうした点も踏まえて、活動指標・成果指標の整理を意見書に反映していくのが良いのではないかと、先ほども申し上げた次第です。

【中込委員】

質問意見書の反映の中に、「成果指標について、もう少し効果を見せていただきたい」といった記述がありました。

【宍倉委員長】

現時点では「何件活動したか。」などの数値で示されており、例えば非行少年の人数を成果指標として設定し、達成状況を示す、あるいはサポートながさきで受理した相談件数を成果指標として、何件達成したかを示す形になっています。

このようなものは、「成果指標は活動指標とほぼ同じではないか。」という意見もあります。成果と活動がほぼ一体化しており、そもそも数値を設定する際に、暗黙のうちに成果を前提としているのではないかと考えられます。ただし、それが明示的に記載されているわけではありません。

【事務局】

「活動指標のような形で見えてしまい、どれくらい達成したのかが見えにくい。」という指摘がある点については、おっしゃるとおりと思うところです。

【宍倉委員長】

今回の事業群についてですが、基本戦略 3-3「安全安心で快適な地域を創る」施策 1「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進」に関して、2つの事業群に関して意見書への反映案として挙げられているのが、1点目は、個別事業群・事務事業に対する意見反映として、「情報発信については、事業の有効性の観点から、それぞれのターゲット層に最も効果的な手法を分析・検証のうえ、実施いただきたい。」という内容です。また、指標については「少子化など長期的な視点を踏まえて検討していただきたい。」とされています。

さらに、現在の成果指標にはプラス・マイナス両面の評価が可能であるため、「事業効果を適切に評価できる指標を設定していただきたい。」との意見もあります。

事務事業に対する意見は大きく3点ほど挙げられており、加えて全体意見としては以下の2点が示されています。

1つ目は、「人口減少や少子高齢化、産業構造の変化、社会的要因や情勢などを多面的・中期的に分析・検証し、事業効果を適切に把握したうえで評価を行っていただきたい。」というものです。

2つ目は、「事務事業の本来の目的を踏まえ、対象者の設定にあたっては、より事業効果を高めるような事業構築に努めていただきたい」という内容です。

この2点は、該当する事業は異なりますが、意見の方向性としては共通していると考えられます。

大きく分けて、◎が2つ、●が3つという構成になっており、内容的には事業ごとにくつつかの意見が出ていますが、最終的には◎2つと●3つに整理される形になっています。

今のお話を踏まえて、個別事業に対する意見であれ、全体意見に対してであれ、「こういった点を組み入れたほうがよいのではないかと」いったご意見や、「そのような意図ではなかったのですが、こういうふう書き加えてほしい」といったご要望があれば、ぜひお寄せいただければと思います。

この話題については、おそらく今後の事業でも同様のコメントが繰り返し出てくる可能性があります。他の事業でも同様の懸念があるように感じています。

【中込委員】

例えば、「人口減少」と記載されている部分についてですが、その中に外国人の生活支援に関する要素が含まれているのか、それとも別途明記したほうがよいのか、少し悩ましいところです。外国人居住者の方が多くいらっしゃるため、その方々に対する支援は、社会的要因の中にも含まれているのか、それとも明示的に記載すべきなのか、検討の余地があると感じています。

【事務局】

県内在住者が増えているという点についても、変化等で、さまざまな要素が読み取れる状況ではあります。

【中込委員】

安全面に関しても、住んでいる方には、重要な情報やニーズが含まれている可能性があるため、対応状況がどうなっているのか気になるところです。

【内田副委員長】

また、事務事業に対する意見として反映されている●の部分、例えば9番についてですが、私が申し上げた点に加え、齊藤委員もご指摘されていました。今回の事業は非常に専門的な分野であるため、現場の方が最も状況を理解されていると思います。

現場では、7万1千名にカードを配布したという実績があり、これが最も有効な手法であると判断された可能性があります。実際、カードの配布によって相談に踏み切るきっかけとなった事例も報告されています。

この●の「情報発信については、事業内容の有効性の観点から、それぞれのターゲット層に最も効果的な手法を分析・検証のうえ実施していただきたい。」という意見を返したとして、果たして現場に刺さるのかという点について、先ほどもご指摘がありました。

「お前ら何を言っているんだ。そんなことは現場が一番よく分かっている。」と受け取られてしまう可能性もあるかもしれません。

もちろん、そのように思われるとは考えていません。ただ、意見の伝え方として、もう少し工夫が必要ではないかと感じています。

前提として、これまで取り組まれてきたことは非常に有意義であり、成果も出ていると思います。そのうえで、「引き続きこうした点にも取り組んでいただきたい。」といった形で、前向きな提案として意見を述べる方が、受け入れられやすいのではないかと感じます。

現場では、日々驚くような出来事が起きており、それを受け止めている職員の皆さんに対して、「検証・分析してください。」と伝えること自体が、果たして適切なのかという疑問もあります。現状では、意見が刺さるかどうかは不透明な印象があります。

【宍倉委員長】

一般論としての話をしているので、個別の担当課の方々からすれば、「それは分かっています。」と受け取られる可能性もあります。

ですが、そもそもこれは予算がついて実施されている事業です。重要なのは、個別の施策として予算がついている以上、目的が明確であり、その目的が達成されなければ意味がないということです。

今回の政策評価の本質は、「その予算を使って実施するに値する効果があったのか。」という点にあります。私たちがその評価を担うことが妥当かどうかは議論の余地がありま

すが、本来は財政課が中心となっていくべき業務であり、私たちはその一部を外部の視点から担っているに過ぎません。

そうした意味では、「効果が見えにくい。」、「この説明では十分ではない。」といった意見を述べることは、刺さるかどうかに関わらず、重要な視点だと思います。私たちが「こうすれば素晴らしい成果が得られる。」と提案する立場ではありませんが、「この説明では物足りない。」「予算をつけて実施するだけの価値があるのか疑問が残る。」といった指摘は、率直に伝えてもよいのではないのでしょうか。

市民の皆さんが個別の施策に対して直接意見を述べる機会は限られています。その分、私たちがその声を代弁する形で、事業の効果や説明の妥当性について意見を述べることには意義があると考えています。

このように、「この事業にはこれだけの予算と人員が投入されているが、どのような効果があったのか、私たちには十分に理解できない。」といった意見を、丁寧に、そして建設的に伝えることが重要だと思います。

「自主的にやっていただけませんか。」とお伝えしたとしても、私たちがこの事業を直接どうこうする立場ではないため、実際には何ともできないというのが正直なところです。

そもそも、私たちは生産的な提案をするという立場ではなく、一般の立場から、政策に対して予算や人材が投入されている以上、その効果がきちんと可視化されているか、成果が出ているかを確認する必要があると考えています。成果が出ていたとしても、それが見えなければ意味がありません。

特に、こうした政策は目に見えにくい部分が多く、だからこそ「目に見えません。」と伝えること自体に意味があるのではないかと私は思います。もちろん、現場の方々からすれば「それは当然のこと。」と受け取られるかもしれませんが、しかし、専門家が理解していればそれで良いというのであれば、予算を使う資格があるとは言えません。

やはり、説明責任を果たしていただき、チェック可能な環境を自主的に整えていただくためにも、「こうした点をもっと明確に示してほしい。」と伝えることは必要だと思います。

「専門家ではないから分かりません。」と言ってしまえば、誰も何も言えなくなってしまう。事業の改善や方向性を見直しは、当然専門家に担っていただくべきですが、そのためにはAIの活用や専門的なコンサルティングの導入など、適切な手法を用いることが重要です。

先ほどもマーケティングの話が出ていましたが、そうした手法を用いて効果検証を行い、説明をしっかりと行うことが求められます。政策担当者として、必ずしも「拍手を得るような成果を出しなさい。」と言っているわけではありませんが、報告や社会へのPRは必要ですし、個々の施策についても精査が求められます。

【宮里委員】

課題解決に集中するあまり、課題認識が曖昧になってしまうこともあります。私たちが公開された資料を見て感じるのは、「この目的を達成するために、なぜこの KPI が設定されているのかが分かりづらい。」という点です。

この KPI を頑張って達成しようとしていることは分かるのですが、その背景が見えないため、納得感が得られない部分があります。今後の資料作成においては、県庁の各課がどのような現状認識を持っているのかを明示し、そのうえで「だからこの KPI を設定している。」という説明があると、私たちも理解しやすくなると思います。

一県民としては、「細かいことは分からないが、こういう課題があるのだな。」と理解することが第一歩です。その課題に対して、複数の対応策がある中で、リソースの観点から一つの施策に集中して取り組んでいるという点は理解できます。ただし、その施策が本当に適切かどうかは判断できません。

私たちの立場としては、「限られた情報の中で、どのように聞き取るか、どのように評価するか。」というフレームワークを意識することで、ある程度の改善提案にはつながるのではないかと考えています。それはすぐに取り組めることだと思います。

例えば、サイバー犯罪に対する認識についても、当然ながら人によって認識が異なります。そのため、KPI だけを見ても、そこから得られる情報は人によって大きく異なる可能性があります。少なくとも、施策の背景にある認識を半分程度は理解し、残りの半分で検証するような姿勢が必要です。そうすれば、現実的なリソースの範囲内でも対応可能ではないかと思っています。

【宍倉委員長】

ご指摘の通り、もう少し早く取り組んでもよかったのかもかもしれません。ただ、ゼロからやり直すわけにはいかないため、今後の課題として、私たち自身が何を踏まえるべきかを整理したうえで、今回の意見を勘案したいと考えています。

そのうえで、事務局の皆さんから出された提案は非常に重要な材料ですので、改めて確認させていただきたいと思います。まず、◎で示されている意見についてですが、どこに該当するかはさておき、全体意見として出されているものは、形容詞が多く使われているものの、要点としては「事業効果を適切に把握したうえで評価を行うべき。」という内容です。

つまり、アクティビティ、いわゆる行動と成果を明確に区別し、認識する必要があるということです。現在は成果と行動が一体化しているように見えますが、事業効果を把握できるような説明や指標が必要であり、そこが不十分であるため、もう少し明確にしてほしいという意見は述べてもよいのではないかと思います。これが一つ目の◎の意見です。

もう一つの◎の意見は、6 ページ目に記載されている「事業対象の絞り込み」に関するものです。これは、サイバー犯罪対策推進事業の中で、高校生ボランティアを対象とした施策に関連しています。ここでは、政策を実施する際に、対象をセグメント化し、相手をよく見たうえで、効果的な形で政策を展開すべきだという前提があります。

広報だけでなく、政策そのものについても、対象者を意識した設計が求められるという点が重要です。後ほど広報に関する話も出てきますが、ここでは政策の構築段階から、対象者に応じたアプローチが必要であるという認識が示されています。

政策自体については、対象を明確にして分類した上で実施したほうが、より効果が得られるという意見がありました。これは、政策そのものに関する話です。

もう一つ、●の項目に関しては、先ほど申し上げたように、これは事務事業に関する意見です。情報発信については、ターゲットを明確にし、セグメント分けを行った上で、適切な方法で発信すべきであるという意見が一つあります。

さらにもう一つは、指標を考える際には、長期的な視点を踏まえて設計・検討すべきであるという意見です。

三つ目は、指標の読み方に関する注意点です。説明が不十分で申し訳ありませんが、「プラス・マイナスがある。」という話の部分です。つまり、指標の見方については、何らかの基準や前提が必要であり、プラスかマイナスかによって捉え方が変わってしまうため、単に「指標があるから良い。」という話ではありません。

そのため、指標の設定にあたっては、単に指標を変更するというよりも、何らかの説明や根拠が必要であると考えます。個人的な意見ですが、指標にはプラスとマイナスの両面の意味を持つものがあるため、単純に「多ければ良い。」「少なければ良い。」といった話ではなく、指標の意味を丁寧に説明する必要があると思います。

その他の部分については、同じような表現が繰り返されているため、全体としては「◎が二つ」、「●が三つ」といった説明になるかと思います。

いかがでしょうか。本来であれば、もう少し具体的な要素を加えたほうが良いかもしれませんが、完璧な文章でなくても構いませんので、もし観点などがあればぜひご意見をいただければと思います。この話は、次回以降の議論にも関わってくる内容ですので、事業としても後半の部分に関連してくると思います。ぜひご意見をお願いいたします。

少々時間がかかってしまい申し訳ありません。

平松委員、どうぞ。

【平松委員】

3ページの5番にある少年非行防止対策事業についてですが、まず自分なりの見解としては、◎の項目はそういった要素を考慮していただきたいと思います。私自身は、この文案に賛成です。

●の項目に関して、指標については「中長期的な視点を踏まえて検討いただきたい。」と記載いただいております。もともとこの話の背景には、前回のご説明において、コロナ禍と比較すると社会活動が活性化し、人数が増加傾向にあるため、目標の達成が難しかったという状況がありました。

しかしながら、令和6年度と令和5年度を比較した際の伸び幅は、令和4年度から令和5年度の伸び幅と比べて小さく、一定の抑止効果が見られたとのご説明がありました。こ

れを踏まえると、少子化という長期的なトレンドも重要ではありますが、「コロナ禍などの中期的な変動、特に直近5年間程度の動向の変化も指標に反映させるべきではないか。」と考えています。

少し技術的な話になりますが、例えば数値目標を設定する際に、単年度の絶対数ではなく、複数年度の平均値を用いるなどの方法も考えられます。これを意見書に盛り込むかどうかは別として、「少子化やコロナ禍などの中長期的な視点を踏まえ、適切に検討いただきたい。」といった表現であれば、現実的かつ柔軟な対応が可能ではないかと思います。現在は、単年度の延べ台数を基に目標設定がなされており、事業運営上それしか難しいという事情も理解しております。ただ、少子化により子どもの数が減少していく中で、絶対数だけで指標を評価すると、何もなくても数値が減少する可能性があります。そうした状況では、事業の成果を正しく評価するために、全体の中での割合を指標として用いることで、より客観的な判断が可能になるのではないかと考えます。

また、単年度での数値が社会的な情勢によって大きく変動する年もあるため、そうした外れ値をならすような形で中長期的なトレンドを踏まえた指標設計が望ましいと思います。来年度以降、指標を検討される際には、こうした視点も含めてご検討いただけると、より公正かつ妥当な評価が可能になるのではないかと考えます。

この点については、活動指標の一つとして捉えるのか、あるいは成果指標として位置づけるのか、そのあたりも含めて議論が必要になるかと思えます。

【宍倉委員長】

やはり、トレンドの結果と政策の効果が混在してしまい、本来の効果が十分に見えていないケースが多く見受けられます。単一の指標だけで評価してしまうと、それが本当に政策による効果なのか、あるいは少子化やコロナ禍といった外的要因による変化なのかを区別することが困難です。

本来、こうした評価は専門的な研究分野において、複合的な手法を用いて実施されるべきものであり、そうでなければ「成果があった」「なかった」といった判断はできないはずです。ただ、行政の現場で担当者の方々にそれを求めるのは現実的ではない面もあるため、現状では限られた中で対応されていることと思えます。

とはいえ、そうした努力は必要であり、説明責任も果たしていくべきです。政策評価を研究レベルで行うべきだという考え方は、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）という分野にも通じるものであり、評価手法やツールも存在しています。すぐに全面導入することは難しいかもしれませんが、そうした考え方を意識していくことが重要です。

単に数値目標を設定し、それを達成したかどうかだけで評価するのではなく、例えばその達成が少子化の影響によるものだったのか、政策の効果によるものだったのかを整理しなければ、正しい評価とは言えません。5年平均を取るなど、外的要因の影響をならす方法もありますし、他にも様々なツールや手法が存在します。こうした多様な要因が影響していることを踏まえ、常に適切な指標の検討と成果の評価を行っていく必要があります。

これは、単年度の目標値を設定して「達成しました」とするよう一過性の評価ではなく、目標に対してどれだけ達成できたか、その達成がどれほど政策の貢献によるものなのかを丁寧に検討する姿勢が求められるということです。

もちろん、日々の業務の中でそこまで踏み込んだ評価を行うのは難しい面もあるかと思いますが、それでも政策がどれだけ貢献しているのかを常に意識し、より適切な評価を心がけていただきたいと思います。

平松委員がおっしゃっていることは、筋として非常に正しく、的確なご意見だと思います。あとは、その内容をどのような言い方で伝えるか、担当部長様にも伝わる形で整理することが重要かと思います。

少し話があちこちに飛んでしまい、申し訳ありません。一度ここでリセットし、次の議題に移りたいと思います。

総合的な防災、危機管理体制の構築

【宍倉委員長】

次に進ませていただきます。総合的な防災、危機管理体制の構築についてです。

先ほどと同様の流れで、審議を進めさせていただきます。まずは、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、引き続き7ページからとなります。

施策3の事業群①についてご説明いたします。番号としては14番からです。

地震アセスメント調査事業について、齊藤委員からご意見をいただいております。

「専門家との意見交換を実施した点が成果として挙げられておりますが、活動指標として意見交換を実施した結果、基礎データを収集したなど、何らかのベースが形成されたことが成果に繋がるのではないかとご指摘をいただいております。

これについては、部局から具体的な回答がなされていないところです。

次に、15番、防災ヘリコプター運航事業についてです。

こちらも齊藤委員からのご意見です。

「指標として『運航実績』が成果指標となっており、『運航時間数』が活動指標となっております。この運航時間数が増加すれば、運航実績も増加するという理解でよいのか。」とご質問をいただいております。

続いて、同じ事業に関する内田副委員長からのご質問です。

「ドクターヘリが整備士の不足により運休した報道の直後でしたが、防災ヘリに関しては整備士不足等による運休の懸念はないのか。」とお尋ねです。

これに対し、部局の回答として、「ドクターヘリは民間事業者に委託しており、運休は事業者の事情によるものである一方、防災ヘリについてはORCに委託しており、これまで

整備士不足等を理由とした運休は発生しておらず、今後も同様の懸念は想定していない。」とのことでした。

次に、8 ページの自主防災組織結成推進事業費についてです。

こちらを齊藤委員からのお尋ねです。

「自主防災組織の組織率については、やや伸び悩んでいるとの自己評価がありました。

組織率が低い市町においては、組織が未設立であるのか、あるいは設立されているものの機能していない状況なのか。」とのことでした。

また、「組織率やカバー率といった指標は重要であるが、それが実際に機能しているか、活用できているかといった点も確認すべきではないか。」とのことをご意見をいただいております。

これに対する部局の回答としては、「組織率とは、自治会数を母数として、どれだけの自治会に自主防災組織が設置されているかを示す割合であり、組織率が低い市町とは、自主防災組織そのものが未設置である状況であると部局としては認識しており、機能しているかどうかの確認については、県ではなく基本的に市町が担っている。」という回答でございます。

これにつきまして、意見書への反映として、事務事業に対する意見として「組織率やカバー率といった指標は、実際に機能しているか、活用できているかという点についても確認を行っていただきたい」との案を提示しております。

続きまして、18 番 河川砂防情報システム維持管理費について、齊藤委員からのご質問です。

「活動指標として『システムが停止した回数』が挙げられておりますが、活動指標としては『システムを適切に運用するための保守点検を実施する』といった内容が適切であり、停止回数はむしろ成果指標ではないか。活動指標と成果指標の関係性について、『何を目標しているのか』、『どのような活動を行っているのか』、『その結果として何が得られたのか』という流れが明確であると、より分かりやすくなるのではないかとご指摘です。

これにつきましては、意見書に全体意見、また事務事業への意見として「活動指標と成果指標の関係性について、目指す姿、内容、結果を整理のうえ、適切な指標を設定いただきたい。」と記載する案を考えております。

続きまして、9 ページの 19 番 災害福祉広域支援ネットワーク事業費について、中込委員からのお尋ねです。

「成果指標（派遣研修参加人員）100 名については避難施設の数に合わせて設定されたものなのか、また県をまたいで支援に向かうケースがあるのか、事業の実態について教えてください。」とのことでした。

部局の回答としましては、「成果指標 100 名については、避難施設の数に合わせたものではなく、登録者の中から研修参加者を増やすことを目的として設定したものである。」とのことです。

「令和 6 年度の研修参加者数は 17 名、登録者数は 113 名であり、今後さらに参加者数を増やしていく方針である。」と回答しております。

また、「運用については、災害時には県外への派遣も想定しており、スムーズな対応が可能となるよう体制整備を進めていきたい。」とのことです。

続きまして、20 番 能登半島地震を踏まえた防災対策充実強化事業について、平松委員からのお尋ねです。

「『トイレカー 2 台を発注した』との記載がありますが、これはどこに設置するものなのか、それとも可動式の設備として運用されるものなのか。」というご質問でした。

回答としましては、「トイレカーは軽トラックを改造した可動式のトイレ設備である」とのことです。

最後に、10 ページの 21 番は事業群全体についてです。

中込委員から、「各事業の予算額が年度によって大きく変動しているが、その理由は何か」とのご質問がありました。

これに対する部局の回答としては、まず、一般防災対策事業費については、「令和 6 年度に 1 億円を超えておりますが、これは県内に 80 か所設置されている震度計の通信設備が老朽化したため、震度情報ネットワーク回線の改修工事を実施したことにより、多額となったもの。」とのことです。

次に、原子力災害対策整備事業費については、「交付金が概算で支給され、未使用分は翌年度に返還される仕組みとなっておりますが、令和 7 年度分については精算がまだ完了していないため、返還が発生しておらず、予算額が大きく見えている。」との説明です。

最後に、国民保護対策事業費については、「訓練以外の事業費も含まれており、令和 7 年度には国が進める先島諸島から九州への住民避難を想定した国民保護訓練が実施されるため、委託費等が国費で措置されており、事業費が大きくなっている。」とのことです。

以上が、当該事業群についての説明となります。

【宍倉委員長】

それでは、今の事務局からの説明について、委員の皆様からご質問や確認事項がございましたら、お伺いしたいと思います。

現在、戦略 3-3 安全安心で快適な地域社会を創るのうち、施策 (3) 災害に強く、命を守る強靱な地域づくりを中心に議論を進めております。これまでの話と重なる部分もあるかもしれませんが、異なる視点もあるかと思っております。何かご意見やご質問がございましたら、言っていただければと思います。

また、ご自身のご質問の意図の補足や訂正などがございましたら、併せてお願いします。

【宍倉委員長】

何かご意見等ございますでしょうか。

この部分に関しては、意見書への反映として、「組織率」や「カバー率」といった指標について、実際に機能しているかどうかを確認していただきたいという点があります。また、全体、あるいは事務事業に双方関わりますが、活動指標と成果指標の関係性について、目指す姿、活動内容、活動結果を整理した上で、適切な指標を設定してくださいというものがあります。

再度確認させていただきますが、自主防災組織結成事業推進事業費については、「組織率」といった指標が用いられていて、その評価方法については、部局からの回答としては、自主防災組織の組織率という指標がどういうものかの説明と、設置した後の機能確認は市町側の担当であるとのことでした。

意見書としては、組織率やカバー率といった指標が実際に機能しているか、活用できているかについて確認をお願いしたいという趣旨です。

この件について、皆様はどのようにお考えでしょうか。すべてを一度に扱うと混乱を招く可能性があるため、まずは1点目、自主防災組織結成推進事業費に対する意見書への反映について整理したいと思います。

この点については、齊藤先生からご発言いただいた内容に基づいております。先生のご意図については、文章にも記載されていますが、改めて補足いただけるようであれば、お願いいたします。

【齊藤委員】

ありがとうございます。

「組織率」という指標については、各自治会などの単位で自主防災組織が結成されているなかで、組織が「作られた」という事実が1つの指標となっているわけです。

しかしながら、組織が結成されたという事実だけでは、実際に防災訓練などの活動が行われているかどうかまでは把握できません。

中には、結成当時のメンバーがすでに地域に残っていない場合や、住民にその組織の存在が認知されていないケースなど、自主防災組織の制度が始まってからかなりの年月が経過していることによる課題が顕在化してきているのではないかと考えており、「組織率が高い。」ということが「自主防災機能が十分に果たされている。」とは限りません。

なので、組織率という数値だけでなく、実際にその組織が活用されているか、機能しているかといった点も把握する必要があると考えています。

これらの点を把握しておかなければ、災害発生時の対応が遅れる可能性がありますので、組織の活用状況や機能性についても確認することが重要であると認識しており、今回の質問を通じて意見として事務局に反映していただいたものと理解しております。

以上が私からの補足です。

【宍倉委員長】

ありがとうございます。

単なる数値ではなく、その数値の背景にある自主的な活動の実態を確認すべきであり、それが実際に機能しているかどうかを把握することが重要であるということですね。

組織率が高くても、「行政に言われたから組織だけは作った。」、「規約だけは整備した。」、実際には活動していない、あるいは活動できていないという状況では、特に、自主防災組織や自治組織のような性質のものにおいては、いざというときに機能するかどうか重要であり、その点に懸念があります。したがって、実質的な活動状況についても、さらなる検証が必要ではないかということですね。

この点については、少し表現を訂正させていただくような形でよろしいでしょうか。

また、もう1点、齊藤先生のご発言からですが、「活動指標」と「成果指標」との関係性について、「目指す姿」、「活動内容」、「活動結果」を整理した上で、適切な指標を設定してほしいとのご意見がありました。

このご発言は、「システムの停止回数が指標として用いられていたことに関して、それによって何がとらえられるのか。」という観点からのご質問だったと記憶しています。つまり、活動指標がどのような成果につながっているのかという点に関する問いかけだったのではないかと思います。先生のご記憶の中で、何か補足いただける点があればお願いいたします。

【齊藤委員】

システムの停止回数を活動指標として用いていますが、それは結果を示すものであり、停止を防ぐためにどのような方策を講じたかが活動の本質ではないかと思えます。なので、例えば、定期的なメンテナンスを行うことで、停止を未然に防いだというように活動から成果へつながっていくものなのではないかと。

確か「システム改修ゼロ」という表現が活動指標として用いられていたことに、それは何かをした成果を示すものではないかという趣旨でお伺いをさせていただきました。

【宍倉委員長】

活動指標と成果指標が混同されている部分があるのではないかとということかということでしょうか。「ゼロ」という数値は成果であり、それに至る活動が何であったかが明示されていないと、「水害による死亡者がゼロでした」という成果が示された場合でも、「何を行ったか」という活動部分が明示されていなければ、政策としての説明としては不十分なので、活動と成果を明確に分けて整理しましょうということですね。

【齊藤委員】

そうです。また、ここ 10 年近く、国においても EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の考え方が重視されており、政策決定にあたっては、エビデンスに基づいた成果の検証が求められています。こうした意見を記載することで、長崎県としてもその姿勢を意識していることという重要なメッセージになると思いますので、全体的な意見としても、個別の事業に対する意見としても、毎年意見書に記載しているものではありませんが、意義があると考えます。

【宍倉委員長】

ありがとうございます、とても重要な視点だと思います。

指標については、「活動として何を行ったか」「その結果として何が得られたか」を整理記載することが必要であり、これは、個別の事業に限らず、全般的に言えることですが、活動を成果として記述したり、成果を活動と混同してしまうケースが見受けられますので、政策立案の根拠や必要性を発信するためにも、EBPM の流れをふまえて原課の皆様には指標の整理を改めて行っていただきたいと思います。

以上の 2 点については、文章の表現や報告書への反映の仕方について、もう少し検討を加えた上で、意見書案に組み込んでいきたいと考えています。

それでは、②の事業群の説明に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

資料 5 では 11 ページから 12 ページまで、縦長の資料 3 では 15 ページから 17 ページまでとなっております。

それでは、資料 5 に基づいてご説明いたします。

事業群としては、各種災害の規模を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施に関する内容で、番号 22 及び次ページの 23 が同一の質問となっておりますので、併せてご説明いたします。

平松委員からのご質問です。

「成果指標の目標値について、令和 6 年度の実績では防災対策事業が 850 名、特殊防災対策費が 265 名となっておりますが、令和 7 年度の目標値はそれぞれ 450 名、20 名と、実績値に比べて抑えられた数値が設定されているように見受けられることについて、目標設定の背景がどのようになっているか。例えば、これまでの取組で一定の役割を果たしているからなのか、ほかに要因があるのか。」というお尋ねです。

こちらについて、3 つの事業に分けて回答しております。

1 つ目は、資料 5 の 11 ページ最上部に記載の一般防災対策費についてです。

「総合防災訓練は、県内 7 か所でローテーションにより実施されており、令和 6 年度は長崎市、令和 7 年度は五島市で開催しております。開催地の特性や地域の規模により参加人数に差が生じるため、目標値についても一律ではなく、地域ごとの事情を考慮した設定となっており、結果として数値が下がっている。」という説明です。

2つ目は、特殊防災対策費についてです。

「県内には、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域が2か所あり、県が主催する実動訓練を3年のうち2回、残り1回は情報伝達訓練として実施するローテーションを行っています。過去2年間の実績である300名は、2か所の特別防災区域において実動訓練を実施したものであり、消防・警察・自衛隊・海上保安庁など関係機関が現地に集合して訓練を行うため、参加人数が多くなっています。

一方、令和7年度に予定されている情報伝達訓練及び本部運営訓練は、実動ではなく机上での訓練となるため、参加人数が少なくなることから、目標値は20名と設定されている。」という説明です。

資料12ページに移ります。引き続き、原子力災害対策整備事業についてです。

「本事業は、UPZ（緊急防護措置区域）内の4市において実施されており、基本的に住民や実施場所は毎年同じであることから、目標値は470名で固定されています。

先にご説明した2つの事業では、内容に応じて目標値が変動していましたが、本事業については変更がない。」旨を説明しております。

続いて、24番 特殊防災対策費について、齊藤委員からのご質問です。

「消防車両の配備や、それに対応する人員の育成などは、各地域の消防が独自に取り組んでいる中で、県がこの事業を実施する意義はどのように捉えればよいのか。」というご質問です。

これに対する回答としては、「石油コンビナート等災害防止法において、防災本部の設置責任者は都道府県知事と定められていることから、県が主導して事業を実施している。」という説明をしております。

続いて、25番 特殊防災対策費について、再び齊藤委員からのご質問です。

「3年間で実動訓練を実施するという内容について、それぞれの地域で個別に訓練を行っているのか、それとも複数の地域が連携して広域的に訓練を実施するようなイメージなのか。」というご質問です。

これに対しては、「実動訓練は大規模であり、関係機関（消防、警察など）との連携が必要であること、また事業所側にも相当な準備や労力が求められるため、3年間のローテーションで、実動訓練を2回、情報伝達訓練及び本部運営訓練を1回実施する計画で進めている。」とのことでした。

なお、これらの事業群については、意見書に反映する部分は特に案として提示しておりません。以上が事務局からの説明となります。

【宍倉委員長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から確認事項やご質問がございましたら承りますが、いかがでしょうか。

現時点では、意見書への反映事項は特に設定されていないとのことですが、この点も含めて、いかがでしょうか。

【平松委員】

資料 11 ページから 12 ページの 22～23 番の部分を変更して確認すると、成果指標を参加人数とされておりますが、比較的参加人数といった形で設定されている指標は、どちらかという活動指標に近い性質を持っていると印象です。

基本的なことでは恐縮ですが、そもそも活動指標と成果指標については、原課が立てられると思いますが、設定することでどう事業が回っていくかなどの検討はどのようにされているのでしょうか。

【事務局】

成果指標と活動指標については、事業を立案する段階で原課において検討されるとともに、財政課でもチェックを行っています。例えば、個別事業において事業費との関連性を検証しながら、指標の妥当性を一緒に考える形を取っています。

また、事業の途中においても、毎年の評価を通じて達成状況を確認し、達成度が低い場合には個別にヒアリングを実施し、事業の必要性や内容について協議のうえ、見直しを進めるなどの対応を行っています。

【平松委員】

指標の設定にあたっては、その効果を毎年測定できるかどうかも重要ですが、成果指標が達成されていないと判断されることでの反響も想定されます。

そういった背景の中で、今回のご提案にあるように、活動指標と成果指標の住み分けを明確にすると、原課がそれぞれの指標を測定できる調査のようなもの、例えば、県民意識調査等のアンケート調査を別途行う必要があり、成果指標として設定するには難しいといったことがあるのでしょうか。

【事務局】

齊藤委員からもお話があったように、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）の観点でデータに基づいた事業設計と評価を行うということは、県としても取組を進めているところです。

新規事業においては、アンケートや統計データなど、客観的な根拠に基づいて説明できるようにすることが求められておりますので、県全体としても見直しを進めていく動きがございます。

【委員長】

こちらは意見書への反映がないので、これでよいのかどうかも含めて、改めて検討が必要かと思いますが、いかがでしょうか。

平松委員からは、目標設定の背景について複数の質問がありましたが、発言要旨を見ても、これまでの議論の中で「なぜその目標値なのか」という点が曖昧なままになっている印象があります。

目標値というのは例えば「防災訓練に参加しました」という活動指標と、「災害による被害ゼロでした」といった成果指標とを明確に区別する必要があります。

さらに重要なのは、予算との関係であって、この予算が投入され、その結果という「対応関係」を明確にしなければなりません。

予算が潤沢であれば成果が出るのは当然とも言えますが、例えば1億円で実施した場合と10億円で実施した場合では、同じ成果でも評価は違ってくるので、その評価もしないといけない。

本当は全事業、コストパフォーマンスあるいはコストアンドベネフィットの観点からも、事業の妥当性を検証する必要があります。

公共事業では、コストアンドベネフィット分析が当然のように行われていますが、他の分野の事業においても、同様の考え方を適用すべき。

当然できないものがあるにしろ、目標や活動に対してどれだけの予算が使われ、成果にどれだけ貢献したのかを、何らかの形で説明できる努力をしておく必要があります。

今できないのはわかっているけれども、予算の執行の適正性、妥当性をいずれ説明できるようにしておかないといけないです。本当のことを言うと、他自治体との比較も必要になってきますが。

同じ成果であっても、他自治体がより少ない予算で達成している場合、長崎県のパフォーマンスが低いと見なされる可能性もあります。

もちろん、単に予算を削減すればよいという話ではありませんが、そうした比較が可能なように、事業の立て付けを整備し、発信していくことを考えていかなければいけないとすると、「目標設定の根拠を明確にしていく」という提案は、意見書等に反映してもよいのではないのでしょうか。

例えば平松委員のお考えを踏まえると、目標設定に関しては、活動指標と成果指標の関係性やその根拠を論理的に説明、明示していただきたいといったことになるのではないかと考えます。

防災訓練のような事業では、訓練を実施した結果として災害が抑えられたかどうかは、成果指標としての評価が難しい側面があるので、訓練を何回やった、というような活動量（アクティビティ）が大事なんだと思いますが。

活動指標・成果指標と予算との関係性、適正性、「この予算でこの成果が得られた」というコストベネフィットの観点からの評価も、将来的には必要になるというようなことも心持としてはあってもいいのではないかと考えます。

特に防災関連事業のように、成果の評価が難しい分野においては、災害を未然に防ぐためとはいえ無尽蔵にお金を使えるわけではないので、どこまでやるのかという適正性は根拠によって補填されることがより重要になると考えますが、いかがでしょうか。

【事務局】

委員のご意見をふまえ、文案を検討してまいります。

【平松委員】

防災関連での成果をどうとらえるかというのは難しい問題があると思っています。これまでの意見に出てきた、活動指標と成果指標の関連性も1つの検討事項としてありえると思ったのですが、成果をどのように測るのか気になったところです。

【中込委員】

意見に書くほどではないのですが、なぜ防災訓練でかかる経費がこんなに違うのかが分からないかなと。資料16ページの一般防災対策事業と特殊防災対策事業を比較すると、1人あたりのコストが大きく異なっており、上段では約15万円、下段では約1万2千円程度で、全然違う。内容がかなり違いますし、852人の中には消防や警察の方もいらっしゃるでしょうけど。

【事務局】

この点について、明確にはお答えできないのですが、ほかの事業にも該当しますが防災訓練がメインではあるものの、資機材の整備など、訓練経費以外も含まれている場合もあるかと思しますので、そこは別途確認の上、3回目で回答をさせていただければと思います。警察でもありましたが、ボランティアと言いながらその他経費が大きいということもありますので、改めて確認いたします。

【宍倉委員長】

根拠はあると思いますが、資料だけではその根拠が明確に読み取れず、事業費と人件費の組み合わせや年度ごとの変動、一般防災と原子力災害対策との違いをみても、似てるどころとそうでないところがあったり。複数の要因が影響していると考えられますが、明示されているわけではないので。

【事務局】

一般防災対策事業の令和6年度と7年度の差で言えば、令和6年度には震度計の更新が含まれており、機材購入費が計上されていることから、1人あたりの単価に影響を与えている可能性があります。

【中込委員】

防災訓練の具体的なあり方については、私は特段問題があるとは思っておりません。

【宍倉委員長】

数字だけみると、年度や事業によって人件費と事業費の構成が異なっているので、積算根拠や執行内容の内訳がどういうものなのかなど。以前の資料には、より詳細な内訳が記載されていたこともありますが。

【中込委員】

他県がどの程度の予算でこういった事業をやっているか、比較対象があればわかりやすいんでしょうけど。どの規模が適正な範囲なのかが分からないなと思います。

【宍倉委員長】

防災事業は国の制度や補助金の枠組みが関係している場合も多いんでしょうね。事業の内容や規模が自治体の裁量だけで決まるわけではないような。国の省令や法令に基づいて実施が義務づけられているものも多くて、特に原子力災害対策などはやらないといけないものなんでしょう。

【事務局】

どこまで県に裁量があるのかは確認してみないとわかりませんが、交付金によって義務付けられている側面もございます。

【宍倉委員長】

こうした背景を踏まえると、事業の実施そのものが義務である場合もあるのですが、ぜひ目標設定にはもう少し根拠を明示されるといいかと思います。

節電や省エネルギー等の取組推進及び気候変動への適応策の更なる推進

【宍倉委員長】

次は、節電や省エネルギー等の取組推進及び気候変動への適応策の更なる推進についての項目です。こちらも同様に、まず事務局から説明をいただいた後、審議に入りたいと思います。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

資料としましては、横長の資料で、13 ページから最後までが該当します。資料3につきましては、18 ページ以降となります。

施策5の事業群①と③を、あわせてご説明いたします。13 ページ、事業番号26です。

事業群全体について、宮里委員から、「成果指標『温室効果ガスの削減』については概ね順調に進捗しているとされているが、省エネ・節電等の取組による効果だけでなく、経済活動が縮小傾向にあることも一因ではないか。経済活動の形態によるものであれば環境面では好ましいが、地域経済にとっては望ましくない。人口減少や企業の流出によって自然と排出量が減少しただけでは、持続可能な社会の実現には繋がらないのではないか。経済活動も健全に維持されている状況にあるのか。」というご質問でした。

これに対する部局の回答は、「目指すべきは単なる削減ではなく、環境と経済の両立である。環境保全と経済成長は対立するものではなく、持続可能な社会の実現に向けて、両者が循環的に機能することが重要である。CO₂排出量の削減には自然減も含まれるが、現行の計画では、省エネや省エネ設備の導入など、積極的な対策を前提としている。県では民生部門の排出割合が高いため、削減の重点もそこに置いた施策となっている。」との回答です。

意見書への反映としては、全体意見としまして、「人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、社会的要因や情勢を踏まえた多面的かつ中長期的な分析・検証をするなど、事業効果を適切に把握の上、評価を行っていただきたい。」また、事業群全体に対する意見としまして、「地域経済の健全な維持・発展が両立するような事業構築をお願いしたい。」との意見案としております。

続いて、27番の事業群全体 脱炭素社会実現推進事業についてです。

委員長からのご意見として、「人口あたりで排出量を算出したり、県民一人当たりのGDPで割り算してみたりすることで、人口減少や経済活動の停滞による影響を除外して分析することが可能となる。例えば、そうした指標を別途用意しておくことは、1つの有効な考え方ではないか。」とのご意見をいただきました。

これを踏まえ、全体意見としては、事業群26と同様の内容を記載しております。事業群全体の意見としては、「事業によっては人口減少等の影響を受けることが想定されるため、指標の設定にあたっては人口あたりの数値とするなどの検討をお願いしたい。」という案を記載しております。

続きまして、14ページ、事業番号28です。事業は同じく「脱炭素社会実現推進事業」です。

齊藤委員からのご発言として、「活動指標として、再生可能エネルギー導入容量が設定されている一方で、成果指標は温室効果ガスの排出量となっている。取組内容を見ると、成果指標が大きな目標であるのに対し、実際の取組は比較的小規模である印象を受ける。

例えば、取組の中で再エネ導入に直接関係するものはどれに該当するのか。」というご質問がありました。

部局からの回答としては、「再生可能エネルギー導入容量は令和6年12月時点で1,209メガワットとなっているが、そのうち8割以上、具体的には1,040メガワットが太陽光発電によるものである。陸上風力や洋上風力などの導入も検討・計画されており、これらの展開により最終的な目標達成に向けて着実に推進しているものと考えている。」とのことです。

ページをめくりまして、15ページ、事業番号29です。事業としては同一で、齊藤委員からのご意見です。

「温室効果ガス排出量を成果指標としているが、排出量が多い施設として九州電力が挙げられており、発電方法などの外部要因が指標に影響している点に違和感がある。県民の生活レベルでの取組が中心であるにもかかわらず、成果指標が大規模であるため、活動指標や成果指標に、小規模な取組も反映できる項目の追加を検討すべきではないか。」とのご意見でした。

部局からは、「2050年のカーボンニュートラル実現を目指す地域の取組を網羅的に把握するために、この指標を設定している。」と回答しています。

意見書への反映としては、1つ目は、前述のとおりのご意見としております。

2つ目は、「事業の立案や見直しにあたっては、事業群や施策が目指す姿の実現に向けた指標を設定するなど、事業群評価が県の政策に効果的かつ効率的に寄与するよう努めていただきたい。」また以降の記載に関しては、今年度が現在の県の総合計画の最終年度であることから、事務局の思いとしても付け加えているところでありますが、「また、次期総合計画における事業構築についても、その視点を持って事業を構築していただきたい。」とさせていただきます。

事務事業に対する意見としては、「成果指標や活動指標については、評価の適切性の観点から、事業群や施策の指標をそのまま用いるのではなく、個別の事業を適切に評価できるものを設定していただきたい。」という案を記載しています。

最後に、16ページ、事業番号30です。こちらは事業群全体に関する内容で、平松委員からのお尋ねです。

「『適応策』という言葉の概念が十分に浸透していないことが課題として挙げられているが、実際には毎年アンケートを実施されている。アンケートの対象及び設問については、どのように実施されているのか。また、どのような指標を目標値として設定するかによって、施策の方向性や評価の仕方も変わってくるのではないか。」というご意見をいただきました。

部局の回答としましては、「Web 県政アンケートを通じて測定してもので、県政モニター約300名を対象に実施しており、回答率は例年9割程度と高いため、安定したデータが得られている。」と考えています。

この点につきましては、事業群全体に関する意見として、「どのような指標を設定するかによって施策の方向性や評価が変わってくることから、適切な指標設定に努めていただきたい。また、アンケート等による効果測定にあたっては、対象及び設問の設定について、適切に測定できるものを十分に検討していただきたい。」という意見書への反映案を記載しております。

説明は以上となります

【宍倉委員長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問やご意見があればお願いいたします。

この環境部分については、意見も多くなっております。これまでと重複する意見もありますが、新しく出てきた意見も見受けられます。

例えば、事業番号 26 では、「地域経済の健全な維持・発展との両立するような事業構築を図ってほしい。」また、事業番号 27 では、「事業によっては数値の工夫をし、精度の高い評価をしてほしい。」それと、事業番号 29 では、「事業の立案や見直しにあたっては、目指す姿の実現に向けた指標設定をするなど、事業お効果的・効率的に施策に寄与するようにしてほしい。特に次期総合計画においてもその視点を持って取り組んでほしい。成果指標・活動指標は、個別の事業を適切に評価できるようなものを考えてほしい。」

最後に、「指標の設定については、客観的な根拠やアンケートによる効果測定など、裏付けを持って行ってほしい。施策の評価が適切に行える指標の設定を行ってほしい。」などの意見になっております。

このように、環境分野に関しましては、色々な意見が出されております

宮里委員、特に最初の切り出しの部分について、何か補足があればお願いいたします。

【宮里委員】

私の意見としまして 1 点目は、私の質問の意図としては、経済活動が縮小したことによる割合について伺ったものです。これに対する回答としましては、明確なものをいただけていないと感じています。

もちろん、この点は非常に難しい問題であることも理解しています。それでも、それが 9 割なら 9 割でも難しいことはわかりますし、逆に 1 割だったとしても 1 割でも成果が出ているとの見方もできます。1 割でも難しい、大変なんですという回答の方をいただきました。

また、意見書への反映についてですが、地域経済との両立という視点も重要ですが、私の意見としては「イノベーションの促進」という観点もぜひ盛り込んでいただきたいと考えています。環境施策においても、新規事業でないと若い人の仕事も生まれない。大企業や地域の中堅企業も勿論そうではあるが、新しく雇用を生むのは新産業だと考えています。大企業は入る人も多いが、出ていく人も多い。数字全体、マクロを増やすには新産業を増やすしかないと考えています。

それを県内の人でイノベーションスタートアップさせるか、外の大企業が長崎でチャレンジさせる。大企業のイノベーションだったら長崎で。スモールスタートであれば長崎でという意図で発言しているので、キーワードとして入れていただきたいです。

【宍倉委員長】

地域経済以外に、イノベーション促進を冒頭に入れたほうがよいでしょうか。

【宮里委員】

この記載だと、別の解釈をされて別の政策をされてしまうこともあるので、私の意図としては、そういうことです。

【宍倉委員長】

イノベーションの促進についても、しっかりと盛り込みたいとのことです。新たな雇用創出やイノベーションの促進、さらには地域経済の活性化といった観点も、加えてもよいのではないのでしょうか。

経済活動とのバランスは当然理解していますが、それに加えて、環境政策を考える上で重要な視点として、施策のバランス等を意識した目標設定や事業の実施をお願いしたいと考えています。

CO₂排出量の「〇万トン削減」といった数値目標が前面に出ると、政策がそれ一辺倒になってしまう懸念があります。数値目標には達成しなければならないというプレッシャーが伴い、どうしても「それさえ達成すればよい」といった考え方になりがちです。もちろん、数値目標には良い点もありますが、それだけに依存するのではなく、マクロな視点から、イノベーションや雇用創出などへの配慮も重要であることを常に意識していただきたいと思います。

両立は当然のことですが、数値目標が前面に出ることで、担当部署ではそうした観点が後回しになる傾向があります。事業構築の段階から、こうした視点を組み込んでいただきたいとの意見です。

他のご意見はいかがでしょうか。齊藤先生のご発言も2点ほどありますが、いかがでしょうか。

【齊藤委員】

私が気づけなかった次期総合計画などについてもご示唆いただき、次の段階に反映できるような形でまとめていただいていると感じています。ありがとうございます。

【宍倉委員長】

平松委員の最後のご発言、30番のアンケートに関するコメントについてですが、意見書案の視点として、こうした意見でよろしいでしょうか。

【平松委員】

議論の中で、私の説明が不十分だった点もあり、改めて振り返ってみると、どのような指標を設定するかによって評価が変わってくるということを申し上げましたが、指標はあくまで施策の方向性に基づいて設定されるべきものであり、順序が前後してしまいましたが、「どのような指標を設定するかによって評価が変わってくるため、施策の方向性に沿った適切な指標設定に努めていただきたい」という形でまとめるのがよいかと思いました。

また、アンケートの効果測定に関しては、少し設問のところで難しい問もあって、数値が若干下がってしまったということでもありました。これは全体的な所にも関係してくるかもしれませんが、適切に測定できるよう努めていただきたいと思います。

1つ目の丸の項目以外については、私自身もこの案に賛成です。

【穴倉委員長】

中込先生から何かご意見があれば、お願いいたします。特にないようでしたら、次に進めてよろしいでしょうか。

それでは、先ほどのご指摘も踏まえ、文案を若干修正させていただきたいと考えております。意見書については、事務局案に対して、今日の議論を組み込む形で、文案を修正した上で、報告書のフォーマットに落とし込んでみて、改めてご確認していただきたいと思います。

その上で、「この方向でよかったのか。」という点について、再度ご議論いただければ幸いです。

全体的意見について

【穴倉委員長】

では、全体的意見（案）について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料としましては、資料4 全体的意見に関してになります。こちらは、資料5の◎の部分ピックアップし記載したものととなります。※の記載部分は、どの事業番号をもとに記載しているのかを表しています。

全体的意見としまして、まず1点目「事業内容等の適切性について」ということで、「事業の本来の目的を踏まえ、対象者の設定にあたっては、より事業効果が高まるような事業構築に努めていただきたい。」としておりますが、今までの議論を踏まえ、必要な修正を行いますが、今の案ではこのようになっております。

続きまして、2点目「評価の適切性について」ということで、「活動指標と成果指標の関係性については、目指す姿、活動内容、活動結果を整理の上、適切な指標を設定いただきたい。また、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、社会的な要因や情勢など多面的・中長期的に分析・検証するなど、事業効果を適切に把握の上、評価を行っていただきたい。」

最後に、「事業群評価のあり方について」ということで、「事業の立案や見直しにあたっては、事業群や施策が目指す姿の実現に向けた指標を設定するなど、事業群評価がさらに県の政策に効果的・効率的に寄与するよう努めていただきたい。

また、次期総合計画における事業群についても、その視点をもって事業を構築いただきたい。」と皆様のご意見を踏まえて、包括的に抜き出しているところです。

説明は以上になります。

【宍倉委員長】

事務局からの説明にもありましたが、資料4の全体的意見（案）について、追加すべき項目や修正すべき点、あるいは不要と思われる点などについて議論をしてみたいと思います。

すでにお読みいただいた中で、気になる点や、今までの議論と重複している部分についての意見は、まだ反映されておおりませんが、繰り返しのご指摘でも構いませんので、「もう少しこうしたほうが良いのではないか。」といったご意見があれば、思いつくままにお話しただければと思います。

例えば、「こういう項目をもう少し明示的に入れるべきではないか。」といったご意見や、先ほどのイノベーションに関する話題についても、より明示的に記載すべきではないかという点なども挙げられます。

【宮里委員】

2の評価の適切性についての部分では、冒頭の議論にもありましたように、「目指す姿」、「活動内容」、「活動結果」という順番で整理されているかと思いますが、今後より良い議論を行うためには、「目指す姿」の前に「なぜその姿を目指すのか」という背景が明確になると、より議論が可能になると考えます。

つまり、問題認識の明示をしていただくことで、我々はこうした問題を認識しており、こうした方向に進みたいと考えている。その方向に進むために、こうしたKPIを設定している。というストーリーにさせていただけると、我々としても有意義な時間を過ごせるのではないかと考えております。

【宍倉委員長】

そういう意味では、現在の「評価の適切性」の中で、目指す姿の前に、現状の問題認識を明示的に今後は示してほしいということですかね。

その上で、「目指す姿」、そして、具体的にどのような取組を行い、それがどのような結果に繋がったのか。というステップを明確に示してほしいと。そういう意味では、課題については、冒頭で明示していただくことを、付け加えたいと思います。

他に、委員の皆様からのご意見があれば、繰り返しでも構いませんので、どうぞご発言ください。

【平松委員】

2の評価の適正性についての冒頭部分についてですが、「問題認識」、「目指す姿」、「活動内容」、「活動結果」のところに成果も含まれるという整理でよろしいでしょうか。

【宍倉委員長】

整理上、「活動内容」とは、先ほど申し上げた「活動状況」、つまり何人が参加したかなどの情報を指します。そして「成果」は、最終的な結果に該当します。

【平松委員】

その成果指標まで含めるのであれば、非常に明確になります。もし「活動結果」までを整理するということであれば、成果指標の部分も視野に入れていただけるとありがたいです。

【宍倉委員長】

ぜひ、うまく文章に組み込めるように考えたいと思います。

また、これは少し先行的な話になりますが、「適切性」については、人口減少や少子高齢化など中期的に分析・検証を行うなどして、事業の効果を適切に把握した上で、評価を行っていただきたいとあります。

ここの記述についてですが、記述を変更するかどうかは別として、先ほど申し上げたように、政策の評価においては、様々な要因を踏まえた上で、純粋に施策の効果を抽出できるような客観的な方法の構築を目指していただきたいと思います。

EBPM（エビデンスに基づく政策立案）を直ちに導入せよということではありませんが、将来的にそうした手法に繋がるような方向性を意識していただきたいと思います。例えば、少子化によって環境問題が解決されるというのは、政策の効果とは言えません。他の分野でも同様であり、政策本来の純粋な効果を客観的に示していく必要があります。

すぐに実現できるものではないかもしれませんが、将来的にそうした評価が可能となるような布石を打っておくという意識を持って対応していただきたいと考えています。この点については、「評価の適切性」に関する意見として盛り込んでもよいのではないかと思います。

他のご意見等いかがでしょうか。本日の議論を通じて、こういうことを入れてほしかったと思われた点があれば、うまく文章に組み込めるかは分かりませんが、まずはご意見としてお聞かせいただければと思います。

それと、政策や施策を含め対象やセグメントを明確に意識した上で、効果的な施策を実施するよう心がけていただきたいという点に、カッコ書きで、情報発信も含むといった内容にするなど、情報発信も政策なので。

【事務局】

1の事業内容等の適切性に、その要素を入れる形ですかね。

【宍倉委員長】

マーケティング的な視点からの提案になりますが、自治体や公共団体においても、「自治体経営」という観点を意識していただきたいと考えています。これは政策評価からは少しずれるかもしれませんが、そのようなニュアンスを検討いただければと思います。

齊藤先生、いかがでしょうか。

【齊藤委員】

ありがとうございます。私からは特にございません。

【宮里委員】

政策連携の観点から申し上げますと、原課の方だけでなく、より広く政策を見られている方からのコメントがあると、非常に良いのかなと思ったのが、例えば、防犯や防災などの分野では、「ゼロであること」が価値とされるケースが多く、ゼロという結果だけを見てみると、それが「当たり前」と受け取られてしまうことがあります。しかし、私自身も時々海外に行ったり、都内に行ったりすると長崎は良いですよと言われる。何でかという、安全で安心、犯罪が少なそうといった印象を持たれていて、実際に犯罪件数も少ないですよ。

このような観点は、移住を検討する際など、本質的な所にダイレクトに繋がっていて、ただし、そこは原課で設定されている KPI では捉えきれないバリューだと考えています。例えば、警察の施策に関して「事件ゼロ」「事故ゼロ」といったものに対して、そこを原課の方に言っても酷なオーダーである。

しかし、政策間連携を見られている部長級の方たちであれば、この課がゼロであれば、長崎は安全、犯罪が少ないということで、結果的に、長崎は安心して暮らせるという PR に繋がっているとのコメントもあると思います。

このような話は、この中に入れられないのかもしれませんが、先ほど、環境施策のところでイノベーションの話をしたが、ミッションが違う課に言っているかもしれないので、そういった連携を意識してほしいと考えています。

【宍倉委員長】

PR 的な部分を前面に出すこともあっていいのではと思います。安心・安全な地域が実現できていて、ゼロということで他県よりも優れているといった点は、政策の効果として PR をしても。しかし、予算を獲得するためには、現状に問題があるという前提から議論が始まりがちであり、いかに今がダメかという視点に偏ってしまう傾向があります。

そうではなく、これだけ安心・安全な地域を評価する仕組みがあっても良いのかなと思いますね。記載の仕方は言えませんが、このようなプラスの評価のところ、うまくいっていることを認める政策評価の仕組みもあっていいのかなと思います。

他に、ご意見はないでしょうか。

【平松委員】

2の評価の適切性に関する2つ目の項目についてですが、人口減少や少子高齢化、産業構造の変化等、社会的な要因や情勢などと記述されており、この例示の中には、例えばコロナなども含まれるのではないかと感じています。

少子高齢化や産業構造の変化といった大きな社会的要因が例示されている中で、直近の社会情勢の部分も、等に例示して示した方がよいのか、それとも等の中に含まれているとの整理にする方が、どちらの方が良いのでしょうか。

【宍倉委員長】

書けるのであれば、書いていいと思います。どうしても一般的な話に留まってしまいますので、具体的に記載できる範囲で記載しても構わないのではないのでしょうか。

【平松委員】

産業構造や社会情勢の変化等、社会的な要因など、具体的な記載内容は分かりませんが、社会的な要因についても、例示として記載しても良いのかなと思います。

【宍倉委員長】

今回のご意見を踏まえ、次回の最終回に向けて、文案を工夫しながら案を作成していきたいと考えています。大きな変更は難しいかもしれませんが、最後にもう一回、このような形でいかがでしょうかという、回がありますので、そこまでに案を工夫して作成したいと思います。

どうしても入れられない部分が出てくる可能性もありますが、もう少し具体的な表現があれば、その際に追加のご指摘をいただければと思います。

全体的な意見については、本日の議論を踏まえ、全体案及び個別の事務事業に関する指摘・意見の文案を整理し入れてみたいと思います。次回は、その文案をもとにこの表現で問題ないか、言葉としておかしくないか、などをご確認いただくという流れでよろしいでしょうか。

本日は、皆様から多くのご意見をいただきましたが、まだ言い残された点や積み残しがあるかもしれませんが、皆さま大丈夫でしょうか。

それでは、本日の審議はこれにて終了とさせていただきます。

【事務局】

委員の皆様、お疲れさまでした。次回は最終回となりまして、10月22日の開催となります。

なお、第3回では、本日の議論を踏まえ、事務局で意見書（案）を整理して協議する予定としておりますが、詳細については事務局から追ってご連絡いたします。

本日いただいたご意見を出来る限り反映したいと思いますが、どこまで組み込めるか分かりませんので、次回、組み込めていない場合は、具体例を見ながらご指摘等いただきたいと思います。

それでは、委員の皆様、本日は長時間にわたりご協力いただき、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。